

「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」（抄）
（平成7年2月21日付け消防予第26号）

（ハロゲン化物消火設備の設置について）

問2 人が出入りし、又は常駐する場所若しくは災害時等においても当該場所において監視、制御等を行う場所（研究試験室（病理室、放射線室等）、書庫（書庫、資料室、図書室等）、防災センター等）には、ハロゲン化物消火設備を設置することを認めて差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

なお、ハロゲン化物消火設備の設置については、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付け消防予第161号、消防危第88号）により運用願っているところであるが、当該通知においてハロンの使用抑制対象としている防火対象物であっても、人命安全等を考慮した場合、その使用を認めて差し支えないことがあるので、事前に消防庁予防課に連絡願いたいこと。